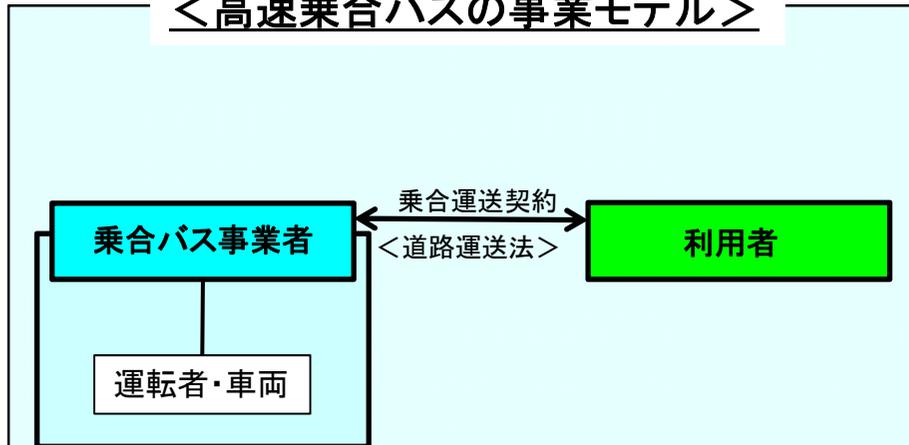


高速乗合バスと高速ツアーバス

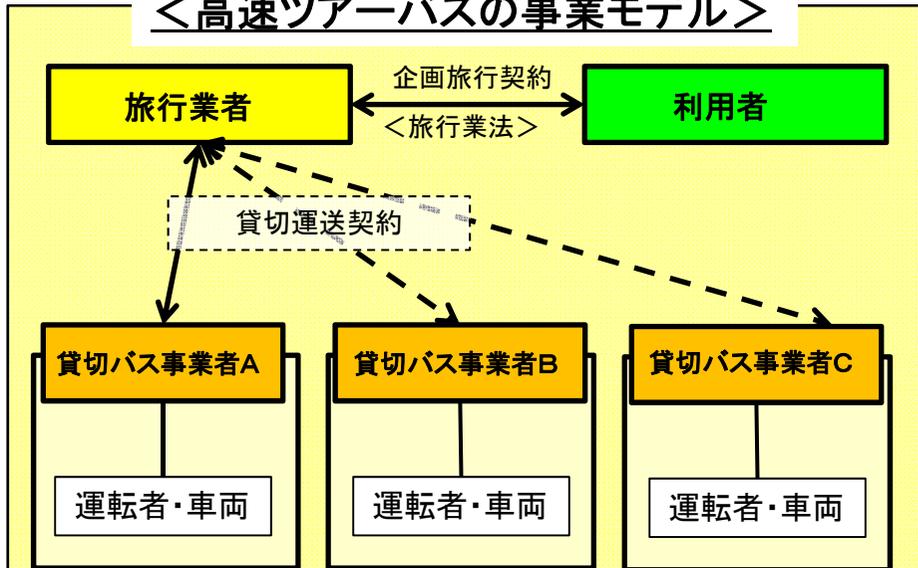
＜高速乗合バスの事業モデル＞



提供商品：2地点間を定時定路線で結ぶ
乗合バス輸送

契約主体＝輸送主体：乗合バス事業者
 [主な事業者：JRバス関東、京王バス
 西鉄バス 等]

＜高速ツアーバスの事業モデル＞



提供商品：バスによる2地点間の移動を内容
とする旅行(実質的に定時定路線)

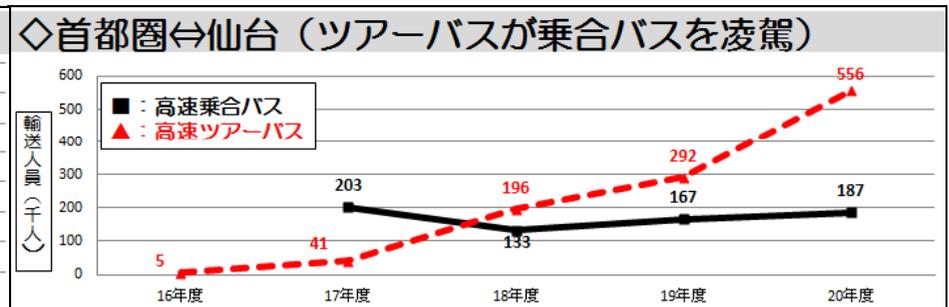
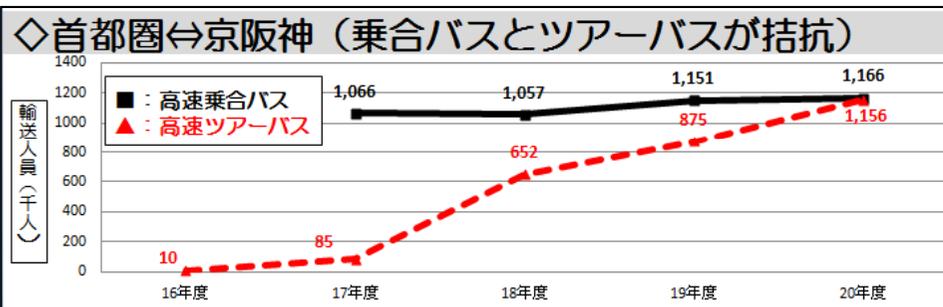
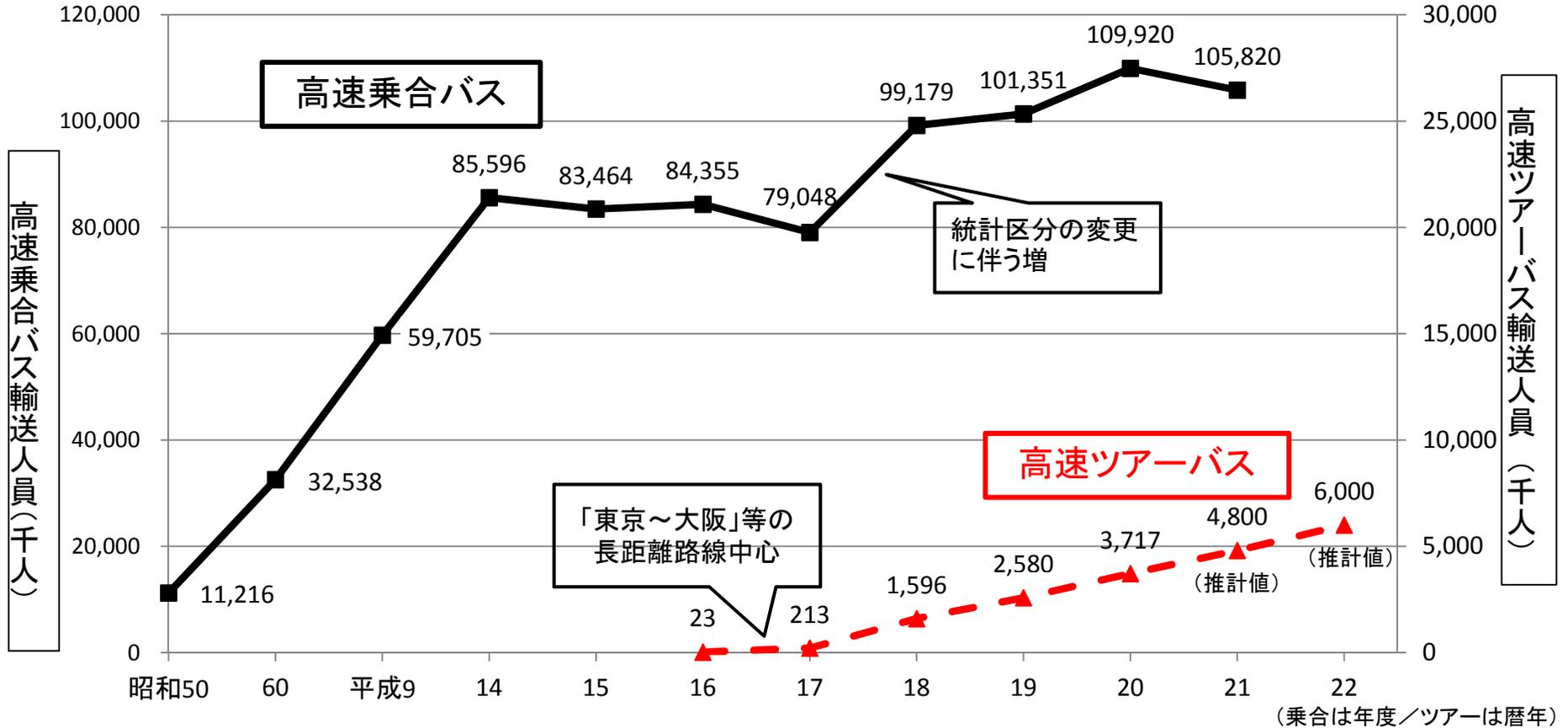
契約主体：旅行者
 [主な事業者：ウィラートラベル、オリオンツアー 等]

輸送主体：貸切バス事業者(主に中小事業者)

※通常、実際に運行する貸切バス事業者の名前は
当日まで旅行者に知らされない。
 ※深夜早朝の時間帯の発着が中心

高速ツアーバスの急成長

近年、高速乗合バスと類似したサービスを提供する高速ツアーバスの成長が顕著。



高速ツアーバスの問題点

【契約形態】

利用者に対して安全確保の責任を負わない。

【安全性・利便性】

運行を委託される貸切バス事業者の中には法令遵守意識の低い者も存在。

【乗降場所】

停留所が設置されていない。大都市のターミナル駅周辺の混雑や違法駐停車。

【競争条件】

高速乗合バスなら課される様々な義務を負っておらず、競争条件が公平ではない。



利用者の乗車中又は乗車時間になるまでの間、公道上で待機するバス車両



バスへの乗車案内時間までの間歩道上に滞留する利用者



公道上でガードレールを跨いで乗車が行われている様子

「バス事業のあり方検討会」について

1. 検討の経緯と今後の予定

- ①高速ツアーバスの急激な台頭
- ②貸切バス事業の安全確保対策に関する総務省勧告(平成22年9月)等を踏まえ、平成22年12月設置。平成23年6月中間報告。平成24年4月3日最終報告書を公表。今後、関係者によるフォローアップを実施予定。

2. 検討会の構成

【学識経験者】

竹内 健蔵 東京女子大学教授
若林亜理砂 駒澤大学教授
加藤 博和 名古屋大学准教授

【有識者】

秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループ
ディレクター
和田由貴夫 バスラマ・インターナショナル編集長

【業界関係者】

小田 征一 (社)日本バス協会高速バス委員長
富田 浩安 (社)日本バス協会貸切委員長
上杉 雅彦 (社)日本バス協会地方交通委員長
興津 泰則 (社)日本旅行業協会部長
有野 一馬 (社)全国旅行業協会専務理事
村瀬 茂高 高速ツアーバス連絡協議会会長
成定 竜一 高速ツアーバス連絡協議会顧問

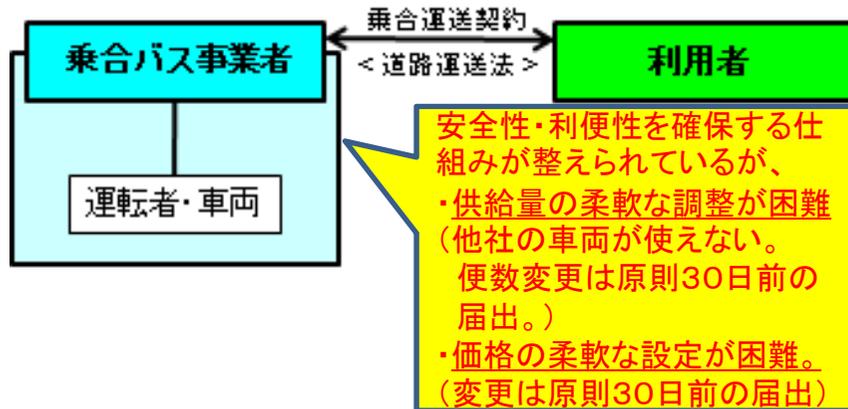
【労働組合関係者】

鎌田 佳伸 全国交通運輸労働組合総連合(交通労連)
軌道・バス部会事務局長
清水 昭男 日本私鉄労働組合総連合会(私鉄総連)
交通政策局長
佃 栄一 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)
自動車連絡会特別幹事

※上記の他、国土交通省(自動車局、観光庁)、警察庁も行政委員として参加。

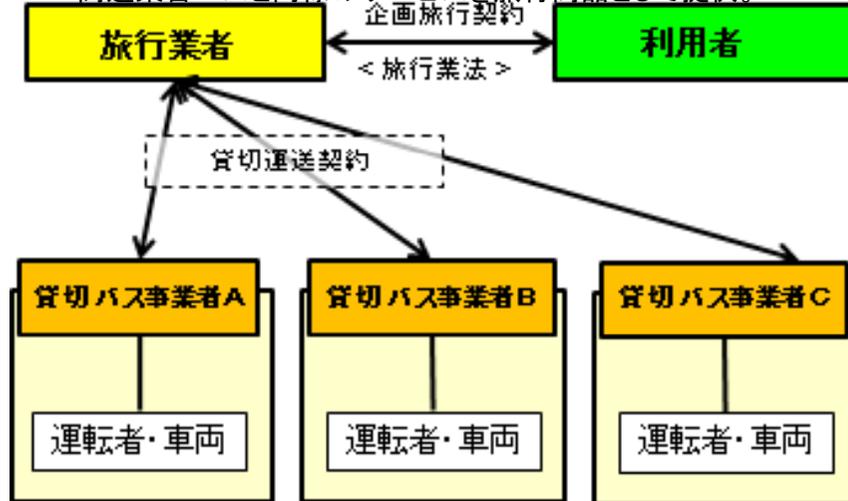
新たな高速乗合バスへの移行

<現在の高速乗合バス>



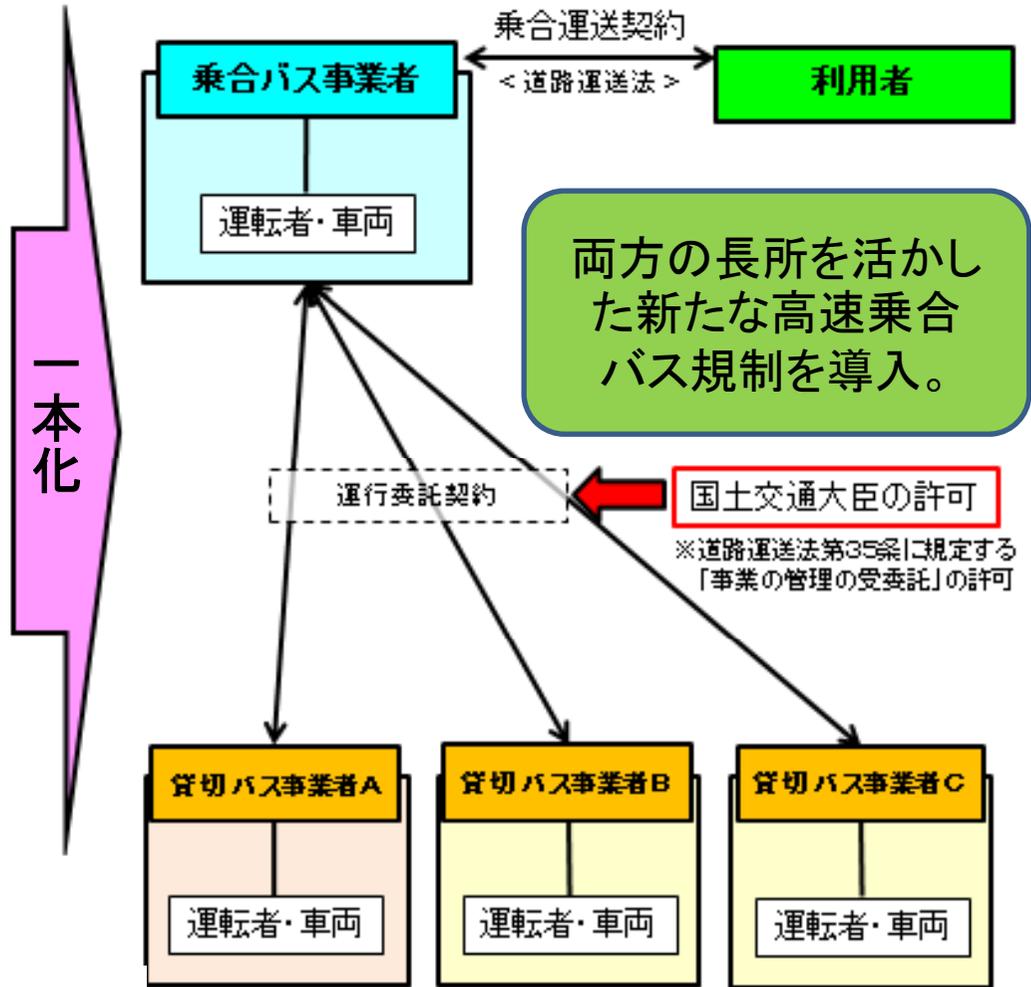
<高速ツアーバス>

※旅行業者が、貸切バスを使って、実態としては定期路線の高速乗合バスと同様のサービスを旅行商品として提供。



供給量や価格の柔軟な変更が可能。
他方で、公道にバス停留所が設置できず、安全性の確保などの面でも課題。

<新たな高速乗合バス>



出典:「バス事業のあり方検討会報告書」(平成24年3月)

新たな高速乗合バス規制による安全の確保

高速ツアーバスの主催者(旅行業者)を乗合バス事業者に移行させるとともに、運行者たる貸切バス事業者に対する安全規制を強化。

【1】新たな高速乗合バスへの移行による安全管理体制の確保

事項	高速ツアーバス (旅行業者)	移行	新たな高速乗合バス (乗合バス事業者)
①道路運送法に基づく安全確保の責任	責任を負わない (監査・行政処分の対象外)		委託先による運行を含め、責任を負う(監査・処分の対象)
②委託先の貸切バス事業者の監督	監督義務はない		監督義務を負わせる
③委託者・受託者の資格	資格要件なし		資格要件を設ける
④走行経路・乗降場所の安全性のチェック	事業者がチェック		行政がチェック

【2】貸切バス事業者(運行者)に対する安全規制の強化等

(運転者に関する基準の見直し)

見直しに向けた専門家検討会の設置 等

(法令遵守体制の確保)

新規参入時のチェックの強化 等

(事後チェックの強化)

(安全を重視した契約の促進)

旅行業者の協力を得て、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進 等

早期移行の実現に向けたアクションプラン

1. 高速乗合バス規制の見直し

- ◆ 関係省令、告示、通達の改正
→5月中に省令公布。主要事項の施行時期の前倒し

2. 移行に必要なバス停留所の確保

- ◆ 「高速バス停留所調整ガイドライン」の策定(6月中)
- ◆ 「高速バス停留所調整協議会」の設置・調整
→目標期限の前倒し

3. 高速ツアーバス事業者の移行準備の加速

- ◆ 高速ツアーバス事業者に対する早期移行指導
- ◆ 高速バス表示ガイドライン(暫定版)の策定
→販売サイトでの乗合バス・ツアーバスの別やワンマン・ツーマンの別等の表示を指導